

## 緊急事態措置に係る施設の使用制限 Q & A

令和2年4月28日

**Q1 HPのリストにない施設について、休業要請の対象となる施設かどうか知りたい。**

A1 これまでにコールセンターにお問い合わせいただいた主な施設については、以下のとおりです。

### ○休業要請の対象となる施設（協力依頼を含む）

#### ■遊興施設（注1）

コンパニオン派遣、猫カフェ

#### ■集会・展示施設（注1）

ワーキングスペース、交流センター、ダンススタジオ、貸しスタジオ、ギャラリー

#### ■運動・遊技施設（注1）

フィットネスクラブ、西洋ヨガ、ラジコンコース、ビリヤード場、ドッグラン（屋内施設）、犬の訓練所（屋内施設）、釣り堀（屋内施設）、空手道場

#### ■大学・学習塾等（注2）

カラオケ教室、ダンススクール、サーフィンスクール、パソコン教室、フラワーデザイン教室、山野草教室、卓球教室、陶芸教室、陶器の絵付け体験

#### ■博物館等（注3）

昆虫館、ハーブガーデン（屋内施設）

#### ■商業施設（注2）

ペットサロン、アロマテラピー店、リラクゼーションサロン、骨格診断（サロン）ヘッドスパ、アクセサリー店、サーフショップ、つり具屋、リサイクルショップ、骨董屋、画廊、楽器店、遊具のレンタル、ギフトショップ、日帰り温泉（物価統制令の対象となるものを除く）、武道具店

注1：施設の使用停止を要請

注2：床面積の合計が1,000㎡超の施設：施設の使用停止を要請

床面積の合計が1,000㎡以下の施設：施設の使用停止について協力を依頼。ただし、100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼

注3：床面積の合計が1,000㎡超の施設：施設の使用停止を要請

床面積の合計が1,000㎡以下の施設：施設の使用停止について協力を依頼

### ○休止を要請しない施設

#### ■生活必需物資販売施設

パン屋、フードコート、パソコンショップ、LPガス販売、めがね・時計販売、食器店、げた屋、コーヒー豆販売店、化粧品店、金物屋、事務用品店、手芸店  
肥料・農業資材等、布団店

■交通機関等

運転代行業

■工場等

印刷店、看板の制作、製造業、製氷業、石材屋、塗装業

■生活必需サービスを提供する店舗等

水道工事店、広告代理店、結婚相談所

■運動・遊技施設

ゴルフ場、ドッグラン（屋外施設）、犬の訓練所（屋外施設）、釣り堀（屋外施設）  
キャンプ場

Q 2 Q 1 の休業要請の対象となる施設についても、協力金の対象となるのか。

A2 「休業要請の対象となる施設」については、全て協力金交付の対象となります。

Q 3 Q 1 で休業要請の対象となった施設についても、4月28日から休業することが協力金支給の要件となるのか知りたい。

A3 一覧に掲げた休業要請の施設は、例外的に4月29日からでよいものとします。

Q 4 ホテルや旅館等は休業要請の対象外となっているが、ゴールデンウィーク期間中も対象外となるのか知りたい。

A4 4月23日付けの国からの事務連絡に基づき、ゴールデンウィーク期間中における、行楽を主目的とする宿泊に係る事業については、事業の継続が求められる施設とはしないこととします。

Q 5 ホテルや旅館等が、自主的に休業を決めた場合に協力金の対象となるか。

A5 旅館、ホテル、民泊については、自主的に休業した場合も対象となります。